

後見制度支援預金規定

(令和8年3月23日現在)

後見制度支援預金（以下「この預金」といいます。）は、「普通預金規定」の定めるところに加え、次の特約を定めるところにより取扱います。

1. (利用対象者)

- (1) この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の成年後見人（以下「後見人」といいます。）に対し、兵庫県内の家庭裁判所が「指示書」を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、預金者の後見人が行うものとします。
- (3) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した「指示書」の発行を求めるとします。
- (4) 後見人は、預金者のためにこの預金を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に従うものとします。

2. (預金種類)

普通預金とします。

3. (お申込み・ご利用にあたって)

- (1) マイネット支店を除く兵庫県内の全店舗でお取扱いいたします。
すでに被後見人のお取引がある場合、お申込みはお取引店に限ります。
- (2) 口座開設後のこの預金に関するお取引は、口座開設店のみを窓口として取扱うものとします。

4. (取引方法にかかる特約)

- (1) この預金は、後見人が家庭裁判所の発行した「指示書」を添付のうえ、当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
 - ①この預金口座の開設
 - ②この預金口座からの払戻し
 - ③この預金口座への追加の預入れ
 - ④この預金口座からの定額自動送金の設定および変更
 - ⑤この預金口座の解約
- (2) 前項にかかわらず、「指示書」に記載された有効期限の経過その他合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

5. (届出事項の変更)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者がただちに当行所定の方法により口座開設店に届出てください。この届出以前に生じた損害については、

当行は責任を負いません。

	事由	届け出る者
①	通帳または届出の印章の喪失	後見人
②	預金者の住所、その他の届出事項の変更	後見人
③	後見人の選任および資格喪失	後見人
④	後見人の印章、住所その他の届出事項の変更	後見人
⑤	預金者の死亡の事実	後見人または預金者の相続人
⑥	預金者の後見開始取消審判の確定	後見人
⑦	預金者が未成年であった場合、成年となった事実	預金者

6. (各種取引の制限)

この預金は次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ①振込による入金
- ②キャッシュカードの発行
- ③ATMでのお取引（払戻および追加の預入れ）
- ④インターネットバンキングのご利用
- ⑤給与・年金・配当金などの自動受け取り、各種公共料金やクレジット・ローンの返済金などの自動支払いの口座
- ⑥少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

7. (手数料)

- (1) この預金を利用するにあたり、口座開設手数料、口座管理手数料として当行所定の手数料をお支払いいただきます。
- (2) この預金口座からの定額自動送金サービスをご利用の場合は、送金の都度、当行所定の手数料が必要となります。

8. (解約)

- (1) 預金者はこの預金契約を解約する場合は、「指示書」とともに通帳および届出印を持参のうえ口座開設店にお申し出ください。ただし、次の(2)①に該当する場合には、「指示書」の提出は必要ありません。
- (2) 次の各号に該当する場合には、当行はこの預金契約を解約できるものとします。
なお、本項による解約をおこなった場合は、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただく場合があります。
 - ①預金者が死亡した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
 - ②「普通預金規定」に基づく預金の解約を行う場合
 - ③法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

9. (適用条項)

- (1) この規定に定めのない事項については、「普通預金規定」が適用されるものとし

ます。

(2) 特約条項と「普通預金規定」が抵触する場合には、この特約の各号が優先して適用されるものとします。

10. (特約の変更)

この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。